

2020年3月26日

朝日新聞社 広報部

弊社社主に関する書籍発行への抗議につきまして

朝日新聞社（代表取締役社長；渡辺雅隆、本社；東京都中央区）は本日、講談社が発行した書籍「最後の社主 朝日新聞が秘封した『御影の令嬢』へのレクイエム」（以下、「本件書籍」といいます）について、守秘義務違反やプライバシー侵害の疑い、不正確または不適切な記述など数多くの問題が認められたことから、著者である弊社元大阪秘書役 樋田毅氏と、発行元の講談社に対し、厳重に抗議すると共に、相応の対応を求める書面を送付しましたので発表いたします。

樋田氏は本件書籍の記述の中で、自らが弊社大阪本社秘書課主査、あるいは大阪秘書役などの職務に就いていた際に、職務として弊社・村山美知子社主（故人、2020年死去）の身边で社主や当時の弊社社長らから見聞きした情報や取扱注意の社内資料の内容を、弊社の許諾なく無断で公表しています。これらの情報は、弊社と樋田氏の雇用契約における守秘義務の対象です。弊社就業規則により、社員は業務上知り得た秘密を、在職中だけでなく退職後も正当な理由なく他に漏らしてはならないと定められています。新聞記者にとって、取材源の秘匿が新聞の信頼と言論や報道の自由を守るために侵してはならない「職業上の秘密」であるのと同じく、新聞社員が業務上知り得た秘密を守ることは、最低限の職業倫理です。

ところが樋田氏は弊社との間の守秘義務を破り、職業倫理を侵し、弊社に一切の確認取材もないまま、極めて不正確な形で、虚実ない交ぜに無断で本件書籍を公表しました。事実の誤りや臆測、偏見で書かれている不適切な記述が少なくなく、弊社に対する信頼を損ない、取り返しのつかない損害を与えるものです。

さらに、樋田氏は、社主の家族関係上の出来事や、病名、闘病生活の様子など私生活上の情報についても克明に記述して公表しています。本件書籍の中に、社主が樋田氏に対して自らのことを「本に書いて」と発言したような記述がありますが、仮にそうした会話が存在していたとしても、私生活上の情報を何でも公表してよいと認めたとはいえられません。真実であるか虚偽であるかを問わず、みだりにこうした情報を公表することはプライバシーを侵害するものです。公共性も公益性も乏しく、社主の尊厳を傷つけるものであり、弊社として見過ごすことはできません。樋田氏のジャーナリストとしての姿勢に大きな疑問を感じます。

樋田氏は以前にも著書「記者襲撃 赤報隊事件30年目の真実」（岩波書店）において、弊社の記者として知り得た未公表の取材情報を、弊社や取材班の同意も許諾もないまま無断で刊行し、弊社は樋田氏に対し、厳重に抗議しました。

それにもかかわらず、樋田氏が今般、再び弊社との間の守秘義務や職業倫理を侵し、あえて本件書籍を発行したことは極めて遺憾です。弊社は樋田氏と講談社に対し、自主的に誠実な対応を取るよう求めています。

以上